

京都さつき法律事務所報 第34号 2020(令和2)年1月1日発行

発行人 京都さつき法律事務所 〒604-0931 京都市中京区河原町二条西入る榎木町95番1 延寿堂第二ビル2階

TEL 075-257-3361 FAX 075-257-3371 E-mail: info@kyoto-satsuki.jp HP: http://kyotosatsuki.xtr.jp/

編集責任者 山下信子

2020 新年号

2020年がみなさまにとって良い年になりますように。

今年もよろしくお願ひします。

2020年正月 京都さつき法律事務所一同

※新年の執務は2020(令和2)年1月6日より開始いたします。

算定表物語

～別居した夫が生活費を払わないとき

弁護士 山下信子

夫が別の女性と暮らしたいからと家を出て行ったり、姑に始められ夫のDVにあった妻がやむなく家を出たり、夫婦が別居する理由はさまざまです。

でも別居すると、それまで妻が管理していた給料振込口座を夫が停止するなどして、生活費を渡してもらえなくなることがよくみられます。

そこで妻は、家庭裁判所に生活費(婚姻費用)請求の調停を起こしますが、むかしは、1年以上たっても決まらず、生活費を払ってもらえないまま離婚調停や裁判を進めざるをえないこ

とが普通にありました。そうすると妻(と子)はたちまち生活に窮し、干上がってしまいます。

それでも夫側は、さまざまな「払えない理由」を言い立ててきます。住宅ローンのほかにも借金があるとか、来年給料が下がる予定だとか、子どもに部活や塾をあきらめさせろとか、「そもそもお前(妻)が家に戻れば元通り生活費は渡してやる」etc.etc.です。

いつになったら決まるのか見えない状況に音を上げた妻は、夫への請求を諦めて離婚してしまつて、生活保護を申請したり、



2019年10月。研究者の友人が叙勲され叙勲式に招いていただきました。

母子手当てをもらう道を選択したりしました。そんな妻たちの

やつれた顔を、私は今も忘れていません。

*

そんな状況を一変させたのが、2003年に家庭裁判所裁判官の研究会が発表した婚姻費用・養育費の算定表でした。これは、夫婦双方の給与の源泉徴収票などをもとに、ある意味、機械的・定型的に婚姻費用・養育費を決めるもので、夫が、「借金があるから払えない」と抵抗しても、「算定表では借金は考慮しないのが基本なので無理です」「イヤなら算定表どおりの計算で審判になるけどいいですか？」などとスルーし、迅速に決まるようになったのです。そうすると、まず婚姻費用を決めてから、離婚の話に取りかかるという調停の進行ができるようになります。こうして、少なくとも、生活費を払ってもらえない状態で、離婚調停や裁判をする状況は一掃されたのでした。

まさに家裁実務の劇的変化であり、ひとり何百件もの事件を抱えながら算定表を作成した裁判官たちはエライのでした。

*

しかし、この算定表には、2つの問題が指摘されるようになりました。ひとつは、算定表によって決まる額が、請求する側(妻と子)に厳しく、最低生活水準に満たないケースもあるということです。日弁連も2016年に、より実情に即した、子どもの福祉に沿う算定方式を提言していました。この点については、新算定表が、2019年12月23日に発表される予定で、おそらく、現行の算定表よりも額がアップされるのではないかと囁かれて

います。

*

もうひとつの問題は、算定表が重視される状況を逆手にとって、離婚調停で合意した養育費の減額を、元夫(子の父親)から求めてくるケース(養育費減額調停)が、しばしば見られるようになったということです。例えば、離婚に応じてもらいたいがために、養育費の額を「盛って」おいて、離婚後、再婚して被扶養者が増えたとか、収入が減ったなどを理由に、離婚調停での合意の変更を求めるようなケースです。

いったん合意した内容は遵守しなければならないことは、民法の大原則です。離婚調停でも、子どもが成人するまで毎月決まった額の養育費を払ってもらえることを前提に生活設計をして離婚調停を成立させる決断をするのですから、安易に変更されては困るのです。なので、事情の変更を理由に、合意内容の変更を求める場合には、①前の調停の基礎とされた事情について、②前の調停のときに予見できなかった変更が生じたこと、③それは当事者の責めによらない変更であること、④事情の変更の結果、前の合意を維持する

ことが著しく不当不公平になった、という4つの要件が認められる場合にのみ、減額など合意内容の変更を認めるのです(これを「事情変更の原則」といいますが、「よほどの事情変更がないと合意内容の変更を認めない原則」といった方がわかりやすいですね)。

けれど、算定表があまりにも王道となっているために、減額請求の調停が出されたら算定表で計算し直す実務が見られるようになりました。私も、調停ではなく審判で、減額の決定をくらったことがあります。この事案は、あまりに安易な事情変更の原則の適用だと思われ(しかも不服申立を躊躇させるような姑息な額の減額で)怒りが沸騰し、抗告して頑張りました。大阪高裁で、「事情変更の原則に言う事情変更は認められない」、つまり、減額の請求は認めない、という決定をいただいたときは、しみじみ大原則を守った喜びと安堵に浸ったのでした。

*

この原稿を書いている2019年12月はじめには、新しい算定表の内容は何も分かっていませんが、これからも原則を守って離婚事件にあたりたいと思います。

みかん



弁護士 本條裕子

私は小さいころからみかんが好きでした。小学生のころ、母が買ってきたみかんを1袋、1人で食べてしまうこともありました。祖母から「そんなにみかんばかり食べてたら、手が黄色くなるで」と注意されましたが段ボール箱で届いたみかんを毎日いくつも食べ続け、実際に手のひらが黄色っぽくなってし

だるまちゃんに込められた思い

弁護士 本條裕子

昨秋、京都で開催された「かこさとしの世界展」に行ってきました。

かこさとし先生は、「だるまちゃん とてんぐちゃん」を初めとするだるまちゃんシリーズ、「からすのパンやさん」等600点以上もの絵本を作成された絵本作家さんです。とは言え、私も、幼いときに絵本を読んだことがあっただけで、この作品展に行くまではかこさとし先生ご自身については何も存じ上げませんでした。

かこ先生は19歳のときに敗戦を迎えられました(先生は「終戦」と言わず、あえて「敗戦」とおっしゃるそうです)。自身が幼稚な判断で「軍人になろう」と思ってしまったことへの後悔と、軍人を志し亡くなってしまった同級生たちの「死に残り」の自分に何ができるかを必死に考えた結果、「これからを生きていく子どもたちが、僕のような愚かなことをしないようにしたい。子どもたちは、ちゃんと自分の目で見て、自分の頭で考え、自分の力で判断し行動する賢さを持つようになってほしい」との思いから、絵本作家を志すよ

うになられたそうです。楽しく明るい絵本の数々の背景には、こんな強い信念があったのだと驚きました。また、先生は東京大学工学部のご出身で、児童文学や絵画を学問として学んだ訳ではなく、子どもたちとふれ合い、その様子を観察しながら子どもたち向けの劇や紙芝居を制作され、それが絵本制作へと繋がっていたとのことでした。また、先生の作品には数多くの科学絵本がありますが、その制作のための下調べを丹念に行っておられたこともわかりました。「子ども相手だからこそ、むしろ小手先の技やごまかしは通用しない。人間対人間の勝負」そう考えて絵本を制作してこられたそうです。

この作品展にすっかり感銘を受け、かこ先生の自伝的エッセイ『未来のだるまちゃんへ』も購読しました。作品展とこのエッセイを通して感じたのは、かこ先生の絵本制作への真摯な姿勢と、子どもたちへの優しく深い愛でした。また、エッセイには、日本が戦争へ向かう状況、戦時中の社会の様子、そして敗戦後の生活状況など、歴史ではな



大学院卒業式の写真から



まったこともありましたが(このような症状を「柑皮症」と呼ぶのだと大人になってから知りました)。

今の仕事に就いた後の、ある冬、どうにも冷え性が酷くなったような気がして、いつもお願いしている鍼灸の先生に施術をお願いしました。「水分は身体を冷やすから取り過ぎはよくな

いよ。みかんの食べ過ぎちゃうか」と言い当てられ、ドキリとしました。その結果、先生から「みかんは1日3つ、午後3時まで」とするみかん制限令が下されたのでした。

元来真面目な性分の私は、つわりが酷くてみかん以外何も食べられなかったときを除いて、この制限を守ってきました。で

すが、毎年冬になると、旬を迎えた美味しいみかんと暖かい部屋(こたつがあればなお良し)という、みかん好きにとってはベストコンディションがやってくるため、誘惑に抗いつつ「ああ、今日のみかんはあと1つだけだなあ。味わって食べよう」と思っています。

い、当時を生きた方が経験した生の戦争が描かれていました。「どうか、どうか、同じ間違いを繰り返すことがないように」との言葉には、かこ先生の強い願いが込められています。

「僕は、子どもたちには生きることをうんと喜んでほしい。この世界に対して目を見開いて、それをきちんと理解して面白がってほしい。そうして、自分たちの生きていく場所がよりよいものになるように、うんと力をつけて、それをまた次の世代の子どもたちに、よりよいかたちで手渡してほしい」。かこ先生のこの言葉が胸に刺さりました。かこ先生の絵本を読んで育った

我々は、次の世代の子どもたちに社会を「よりよいかたち」で手渡してあげられるだろうか。かこ先生が作品に込められた思いを未来へと紡いでいくにはどうしたらよいだろうか。答えは出ませんが、毎日を慌ただしく過ごす中でつい埋もれてしまいそうになるこの気持ちを、しっかり持ち続けたいと思います。



事務所へのアクセス

京都さつき法律事務所
(延寿堂第二ビル2階)

河原町通二条の交差点を西へ入り、少し行った南側、漢方薬局「延寿堂ビル」の2階です。

交通機関は、地下鉄東西線又は市バス「市役所前」から歩いて5分弱、京阪三条駅から歩いて10分程度。

お車でお越しの際は、事務所専用の駐車場は設けておりませんので、付近の駐車場をご利用ください。

編集後記

京都府立京都学・歴史館から、さつきニュースを同館に備置したいので寄贈してほしいとの申出を受けました。バックナンバーのひとつを、目に止めたことだそうです。

歴史館（前の京都府立総合資料館）といえば、歴史や伝統文化、美術工芸、京都に関する資料を収集保存して、府民や研究者の利用に付している、知の巨艦です。千年前の国宝級の古文書もあつたりします。

行政文書も保存しています。最近では、旧優生保護法のもとで精神障害者らが不妊手術を強いられた問題で、関連記録が保存期間徒過で破棄されていて、手術を受けた方をどうやって探して救済するのか問題になったときも、歴史館を探したら見つかったのです（歴史館はえらい！）。

京都府民のひとりとして、歴史館に親しみと敬意を抱いてきた私は、今回のお話はあまりに嬉しくて、つい夫に話したら、「なんでやろ？ 京都中の法律事務所のニュースを集めてるのかなあ？」と不思議がり、さつきニュースに收藏価値があるのかと疑いを表すので、喜びは急速にしばんだのでした（喜びを共にできない人に話すのは今度こそこれからやめよう）。

確かに、さつきニュースは、伝統とも文化とも関係がないし、さつき事務所は有名でも大きくもないし、どこが歴史館の学芸員の目に止まったのか、不思議な気がしないではないです。

でも、いいのです。歴史館の学芸員は、歴史は、著名人や偉人が作るばかりではなく、市井の人々の平凡な営みの集積なのだ、ということをおぼえて、京都という地域の小さな町弁（マチベン）が、日々の仕事の

中で沸いてくる感想を綴ったエッセイを、おもしろいと思ってくださったのだ、そう思うことにしました。

それなら書こうではないか、書けるように仕事をしようではないかと、ワシワシとやる気が沸いてくるのです（きょうは椎名誠風）。これから世界がどうなっていくのか心配だけれど、永く存続するであろう（続いてほしい）歴史館の片隅で、たとえば100年後の京都の女子学生が、小さな法律事務所の泣き笑いの物語を見つけてくれるかもしれないと思うと、ほんわか暖かい気持ちになるのです。

2020年が皆さまにとってよい年になりますように。皆さまに理不尽な問題がふりかかりませんように。もしそうなったとしても良い解決ができますように。

今年もよろしくお願ひいたします。（弁護士 山下信子）